

公務員関係判例研究会 令和6年度 第9回会合 議事要旨

1. 日時 令和7年2月20日(木) 15:00~16:45

2. 場所 中央合同庁舎第8号館6階623会議室及びweb会議

3. 出席者

(会 員) 阿部弁護士、石井弁護士(座長)、植木弁護士、尾嶋法務省訟務局付、川本弁護士、木下弁護士、鈴木弁護士、竹田弁護士、中井弁護士、野下弁護士、本田弁護士、峰弁護士、山田弁護士(五十音順)

(事務局) 内閣官房内閣人事局 野村内閣審議官、松本内閣参事官、石田調査官、小林争訟専門官、川端専門職

4. 議題: 最近の裁判例の評釈

自衛隊の特殊性を考慮すると、部隊等の指揮権を行使する順序と同一階級内における選任順等の順位について逆転が生じる場合においては、心理的負荷が過度に蓄積しないように配慮をすべき注意義務があつて、国が当該注意義務に違反したのか争われた裁判例

5. 議論の概要

(1) 最初に、会員の一人から、次のとおり、議題に関する報告が行われた。

ア 「損害賠償請求事件(熊本地裁令和5年2月7日判決・以下「本判決」といい、福岡高裁令和6年11月12日判決・以下「控訴審判決」という。)」は、陸上自衛隊の自衛官として勤務していたX(原告)が、幹部自衛官名簿の登載順序が示す順位と部隊編成における指揮権の行使の順位を逆転させる違法な人事により精神疾患を発症し、退職に追い込まれたほか、違法な公務災害認定手続により損害を被ったとして、Y(国・被告)に対し、国賠法1条1項に基づき損害賠償(慰謝料及び逸失利益等の支払い)を求めた事案である。

イ 経緯

平成9年3月31日	陸上自衛隊に入隊
平成20年8月1日	情報本部の情報調査専門官勤務
平成21年7月1日	3等陸佐に昇任
平成22年3月26日 (平成23年7月1日	職種を情報科に変更、地理情報隊勤務 Aが3等陸佐に任命される。)
平成29年8月1日	陸上自衛隊第8師団司令部第2部勤務 第2部情報処理班長に補職
平成29年頃	平成31年を目途に、第2部情報処理班を無人偵察機班と併せて「第8情報隊」(本件情報隊)を新たに編制することとなった。
平成29年9月頃	本件情報隊の補職案 X: 情報処理班長→情報処理班長

A：本件情報隊準備室室長→副隊長
 当該案は第2部所属の自衛官らにも説明され、副隊長にAが補職されることは既定のことであると認識されていた。

平成31年1月下旬頃 Xが第2部長に対し、「本当にこのような順位の逆転する人事をするのか」と確認
 →第2部長は、人事は適材適所の観点から、自衛官の順序と異なることもあり得る旨を説明した。

平成31年2月1日 身上書において、1年以内に方面総監部資料課収集班長への異動を希望

平成31年3月1日 Xが第8師団司令部第1部長（人事業務担当）に相談→第1部長は「補職の変更は困難」と告げた。

平成31年3月12日まで XとAに本件情報隊への異動内示

平成31年3月26日 本件情報隊が新編
 A：副隊長、X：情報処理班長にそれぞれ補職（本件人事）
 これに伴い、本件情報隊の指揮権の行使順位はAがXより上位となった。また、本件情報隊名簿において、AよりXが下に登載された。

同日 本件情報隊名簿の記載順に誤りがある旨の申し出があったことから、情報隊長は、同名簿の使用を禁止し、新たに班編成で表示した名簿を作成し、これを使用するよう指示した。

平成31年4月1日 身上書において、1年以内の希望補職等について、
 「希望勤務地：中方伊丹」
 「希望職務名：収集班長」
 「特記事項：令和元年8月の異動を希望」と記載。

平成31年4月10日 第1部長がXと面談し、「他にも同様の人事はある、自衛官の順序と異なることもあり得る、異動したほうがよい」旨発言

平成31年4月中旬頃まで 情報隊長がXと面談し、「順位の件については知らされていなかった。話は分かった。」、「逆転のようにも見えるし、組織の必要性からこのような人事はあると思う。」旨の発言をした。
 （班編成で表示した新たな名簿は作成されたが、本件情報隊名簿の使用禁止は徹底されず、その後も使用され続けていた。）

（時期の明示なし）

令和元年6月5日 Xがカウンセラーに相談

令和元年6月7日 Aに敬礼したことが原因で吐き気・気持ち悪さ
 →病院を受診したい旨の申し出

令和元年7月1日	定期異動の内示（Xへの異動内示なし）
令和元年7月2日	心療内科を受診（不安神経症、不眠症）
令和元年7月8、9日	情報隊長に対し、退職の申し出 →「まずは少し休め」と慰留
令和元年7月17日	第8師団長と面談 「事前の説明がなかったのは悪かった。順位の逆転については知らなかったが小さいことを気にするな。」
令和元年7月23日	メンタルクリニックを受診（適応障害（混合性不安・抑うつ状態）により1か月の自宅療養が必要） →1か月の休暇取得
令和元年8月1日	同日付の情報隊名簿作成（Aの下にXを登載したまま）
令和元年8月7日	自宅療養の延長が必要である旨の診断（同年10月末まで）
令和元年8月8日	情報隊長に対し、公務災害認定を願う旨伝達。 情報隊長「病気になった経験がいつか役立つだろう。」
令和元年11月1日	復職 厚生科賠償担当官（公務災害担当）に対し、公務災害申出を行いたい旨を伝える→部隊長の了承の下、申し出るよう回答 Xは情報隊長と面談→情報隊長「お勧めしない。」、「あまり勧められないが、そこまで言うならわかった。」、「あなたより重い症状でも休まず頑張っている人もいる。」と発言し、公務災害は認められないと思う旨説明
令和元年11月5日	Xは本件情報隊の人事担当に対しても公務災害申出を伝える。
令和元年11月下旬頃	災害発生日前6か月間の勤務状況調査票等の書式を渡される→Xは1週間程度で提出した。
令和元年12月下旬	Xは、情報隊長が名簿は手違いと言いながら訂正していなかったことを確認した。
令和2年1月17日付け	退職願提出（希望退職日3/31） （事前の意思確認もなく、自分より2年後に同階級に昇任した隊員よりも直接下位に補職され・・・侮辱を受けた。これにより部隊への信頼を喪失し、身をもって責務の完遂に努めることができなくなった。また、適応障害に陥り能力発揮が困難となったため。）
令和2年3月31日	依願退職
令和2年4月23日	業務隊長がXの公務上の災害は認められないと

判断し、業務隊総務科長を通じ、口頭でその旨を通知→Xは情報隊長に対し、文書の送付を求める。

令和2年4月24日

情報隊長からXに対するメール

- ・業務隊は文書での回答はしない。
- ・公務災害の申請手続は業務隊と直接やりとりをした方がよいかもしれない。

令和2年6月16日

陸自補償規則改正（後記第4参照）

令和2年8月18日

Xの代理人弁護士が防衛省に対し、連絡文書を送付(公務災害申出や本件情報隊名簿の順位逆転の件等について質問する旨)

令和2年9月16日

防衛省から代理人に回答

「4月23日に総務科長から口頭で回答したが、正式には本省との協議を経て西部方面総監部が最終決定を行うところであり、現時点において省内調査を行っている段階にある。」旨

令和2年11月12日

西部方面総監に公務災害発生報告

(公務外災害と判断する旨。調査の時期 R元. 11. 1～R2. 11. 12)

令和2年11月19日

西部方面総監が公務上災害と承認するよう陸上幕僚長に申請→幕僚長が承認。

- ・適応障害発症前1か月の時間外勤務197時間
- ・師団検閲が12日間連続勤務(深夜勤務9日)
- ・人事に関する不満も一定程度の影響を与えた

令和2年11月27日付

公務災害認定(災害発生日 R元. 7. 23)

ウ 争点

(ア) 本判決

争点1 本件人事に関する違法性の有無

- ・逆転人事の違法性
- ・国賠法上の違法(本件人事について対策や配慮を怠った)の有無

争点2 公務災害認定に関する違法性の有無

- ・申出段階
- ・調査・判断段階
- ・通知段階

争点3 損害額

(イ) 控訴審判決

争点1 本件情報隊名簿の記載が違法であったか

争点2 本件人事に関連して西部方面総監に義務違反があったか

争点3 公務災害認定に至る手続に違法な点があったか

争点4 損害額b 理由

エ Xの主張

(ア) 争点1

a 順位逆転

逆転人事は、やむを得ない事情がある場合に限られる（幕僚長が定めた「自衛官の順位」を、下級指揮官である西部方面総監が「指揮権の行使の順位」において特別の理由もなく覆すのは命令違反）。

b 逆転人事についての対策や配慮

仮に人事自体は違法でないとしても、予見される問題（上下関係の混乱、精神疾患・離職）への対策・配慮をすべき注意義務がある。

(イ) 争点2

業務隊長等は、以下の各段階において、公務災害認定を迅速かつ適正に判断すべき職務上の義務に違反した。

a 申出段階

令和元年11月1日に申出を行いたい旨を伝えて方法を確認したにもかかわらず、定型様式を交付するまでに3週間を要し、申出を遅延させた。

b 調査・判断段階

業務隊長は速やかに西部方面総監に報告すべきだったにもかかわらず、これを怠った。

業務隊は適切な調査（本人や医師の聞き取り等）を行うことなく、公務災害に該当しないと決めつけて誤った判断を行った。

c 通知段階

正式な最終決定でないにもかかわらず、Xに対し、公務災害に該当しない旨の通知を行った（①文書でなく口頭で通知した、②再度の申出の教示を行わなかった。）

「原告は迅速かつ適切な手続によって速やかに公務災害の認定を受ける権利を有している。また、不安定な地位から解放されたいという期待、その背後にある焦燥や不安の気持ちを抱かされないという利益は、内心の静穏な感情を害されない利益として、不法行為法上の保護の対象となる（最高裁平成3年4月26日第二小法廷判決）。」

→西部方面総監は、Xの上記権利ないし利益を侵害し、Xに代理人が就任するまで適切な手続をしないでXに屈辱感を与え、人格を否定するような対応に終始した違法がある

(ウ) 争点3

・慰謝料300万円

・逸失利益

（主位的主張）1200万円

定年まで10年勤務継続＋退職金

（予備的主張）260万円

公務災害による退職金との差額

オ 自衛官の人事に関する規定（「自衛官の順位」と「指揮権行使の順位」の関係）

(ア) 自衛隊法31条3項

隊員の任用その他の人事管理は、隊員の採用年次等にとらわれてはならず、この法律に特段の定めがある場合を除くほか、人事評価（隊員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を把握した上で行われる勤務成績

の評価をいう。)に基づいて適切に行われなければならない。

→人事管理訓令第10条の2(補職又は補職替え)¹

(イ) 自衛官の順位に関する訓令(順位訓令)

第3条(同階級の幹部自衛官の順位)

同階級の幹部自衛官の間における順位は、それぞれ陸上自衛隊・・・の幹部自衛官名簿の登載序列により示すものとする。

第6条(幹部自衛官名簿)

幹部自衛官は、すべて陸上自衛隊・・・の幹部自衛官名簿に登載する。

第7条

幹部自衛官名簿は、防衛大臣の承認を得て、陸上幕僚長・・・が別記要領により作成するものとする。

(ウ) 指揮代理に関する訓令(指揮代理訓令)

第3条

次の各号に掲げる事由により指揮官が部隊等指揮権を行使することができないと明らかに認められる場合には、部隊等において当該指揮官の次の順位を有する自衛官は、当該部隊等の部隊等指揮権を行使する。ただし、組織及び編成に関する法令もしくは訓令の定めるところにより当該指揮官の職務を代理する者が別に定められている場合又は同職代理に指定された者が別にある場合はこの限りでない²。

第4条

前条の部隊等指揮権の行使に係る自衛官の順位は、自衛官の順位に関する訓令の定めるところによる。

カ 災害補償手続に関する規定(陸上自衛隊災害補償規則)及びその改正等

(ア) 令和2年6月18日改正前の規定

a 第5条

1項 補償事務主任者は、業務隊長等とする。

2項 補償事務主任者は、補償及び福祉事業に関する手続き等について隊員等及びその家族並びに所属長に対する助力及び助言を行うものとする。

b 第9条1項

業務隊長等は、探知した災害³が公務災害又は通勤災害であると判断したときは、速やかに当該災害の認定権者⁴に報告するものとする。

第9条の2

業務隊長等は、第6条の規定により通知を受けた災害が(中略)公務災害又

¹ 「任免権者又は補職権者は、・・・人事計画その他の事情を考慮した上で、最も適任と認められる者を補職し、又は補職替えすることができる。」

² 組織編成訓令 第16条(副大隊長)「・・・大隊長に事故があるとき、又は大隊長が欠けたときは、大隊長の職務を行う」

³ 職務上、発生したことを知った災害をいい、隊員等又はその遺族から公務災害及び通勤災害に該当する旨の申出があったとして所属長から通知を受けた場合を含む。

⁴ 実施機関の長である陸上幕僚長から、方面総監が権限の委任を受けている。

は通勤災害に該当する可能性があると考えられる場合には、第9条1項又は第10条の規定による報告に先立ち、直ちに次に掲げる事項を認定権者に報告するものとする。

c 第11条

1項

業務隊長等は、探知した災害が公務災害又は通勤災害でないと判断した時は、その所属長に通知するものとする。ただし、第6条1項4号の規定による通知⁵を受けた場合は、被災隊員等又はその遺族に対しても通知するものとする。

2項

前項の通知によるも、なお第6条1項4号に定める再度の申出があった場合は、当該認定権者に災害の状況等を第9条の規定の例により報告するものとする。

(イ) 令和2年6月18日改正後の規定

a 第9条1項

業務隊長等は、探知した災害が公務災害又は通勤災害であると認められる場合及び被災隊員等又は当該隊員の遺族から公務災害又は通勤災害に該当する旨の申し出があった場合には、速やかに当該災害の認定権者に報告するものとする。

第9条の2

業務隊長等は、第6条の規定により通知を受けた災害が（中略）公務災害又は通勤災害に該当すると判断した場合には、前条第1項の規定による報告に先立ち、直ちに次に掲げる事項を認定権者に報告するものとする。

b 第11条

業務隊長等は、探知した災害が公務災害又は通勤災害でないと判断した場合には、認定権者と調整の上、隊員等の所属長に通知するものとする。

(ウ) 学習資料（陸上自衛隊小平学校法務教育部作成）

学習資料の陸自補償規則11条1項に係る部分には、

- (1) 「業務隊長等には認定権限がないため、「非該当通知」は出せない」、「公務災害にかかる判断について」の通知を出すこと
- (2) 状況に応じて「口頭通知」「文書通知」を使い分けるものとする
- (3) 通知の内容は①被災者所属氏名、②事案の概要、③認定要件、④調査内容、⑤医学的見解、意見等、⑥事務主任者の意見、⑦判断した理由、⑧判断に不服の場合の申出とすることが記載されていた。

キ 判決の概要

- (ア) 本件人事の違法性（本判決の争点1、控訴審判決の争点1、2）⁶

⁵ 隊員等から公務災害又は通勤災害に該当する旨の申し出があったときの所属長からの通知

⁶ 高裁では、人事自体の違法性は主張しないと整理され、名簿の登載について判断されている。

a 本判決

(a) 人事そのものについて

自衛隊法31条3項、人事管理訓令10条の2の規定からすれば、補職又は補職替えについて、任命権者又は補職権者は、合理的な範囲で一定の裁量権を有するものと解される。

もともと、自衛隊員は、他の国家公務員とは異なり、我が国の平和と独立を守り、国の安全を保つために我が国を防衛するとともに、必要に応じて公共の秩序の維持に当たるために武器使用を含む極めて強い権限が付与されていることから、通常の行政組織の上司・部下の関係に比して組織の規律が強く求められており、当該規律を保持するため階級序列が基調とされるなど、その職務及び規律に特殊性が存する。

すなわち、隊員は、その職務の遂行に当たっては、上官の職務上の命令に忠実に従わなければならない義務を負っており（自衛隊法57条、服務規則15条1項、17条1項）、かかる義務に違反する一定の場合にはその制裁として刑事罰も設けられている。そのため、自衛隊の隊員間においては、上司・部下の関係が重要になるところ、自衛官の順位については、原則として階級

（自衛隊法32条）の上下によるとされ、同階級の幹部自衛官の間の順位においては、毎年1回1月1日現在で階級別に幕僚長が作成する幹部自衛官名簿の登載序列により示すものとされている（順位訓令2条1項・2項、3条、7条）。そして、部隊等指揮権の行使に係る順位については、原則として、順位訓令の定めるところによるとされている（指揮代理訓令4条参照）。

したがって、自衛隊の上記特殊性から定められているこのような上官の職務上の命令に服従する義務の内容・性質や、上官の職務上の命令が隊員の生命・身体等の安全に直接影響し得ることなどを考慮すると、部隊等の指揮権を行使する順序は、原則として、階級の上下、幹部名簿登載順、同一階級内における選任順等の順位によるのが適当であり、例外的にこれにより難しい特別の事由がある場合に限り別段の定めができるにとどまるものと解するのが相当である。そして、その限度で、任命権者又は補職権者が有する補職又は補職替えの裁量権には一定の制約が存するというべきである（指揮代理訓令3条ただし書の指揮官の職務を代理する者を別に定める場合についても同4条の趣旨が及ぶと解される。）。

→特別の事由がない限り、指揮権を行使する順序についてXがAより上位になるよう補職すべきだった。

→裁量権の範囲を逸脱した違法がある疑いが強い。

(b) 逆転人事を行う場合の配慮について

使用者は、その雇用する労働者に従事させる業務を定めてこれを管理するに際し、業務の遂行に伴う疲労や心理的負荷等が過度に蓄積して労働者の心身の健康を損なうことがないように注意する義務を負うと解するのが相当であり、使用者に代わって労働者に対し業務上の指揮監督を行う権限を有する者は、使用者の上記注意義務の内容に従ってその権限を行使すべきものである。この理は、国と自衛隊員との間においても別異に解すべき理由はないと解される（最高裁判所平成23年7月12日第三小法廷判決・集民237号179頁参

照)。

そして、前記のとおり自衛隊の特殊性から定められている上官の職務上の命令に服従する義務の内容・性質や、上官の職務上の命令が隊員の生命・身体等の安全に直接影響し得ることを考慮すると、部隊等の指揮権を行使する順序と同一階級内における選任順等の順位について逆転が生じる場合には、逆転される上位の順位の隊員に対して業務の遂行に伴う心理的負荷が掛かることは十分予見することができることから、被告において、その逆転状態を解消するか、又は心理的負荷が過度に蓄積しないように配慮をすべき注意義務があったというべきである。

→本件人事が行われる前からXが本件人事の問題点を指摘していたにもかかわらず、補職の変更は困難である旨を告げたのみで本件人事が行われた。

→Xにかかる心理的負荷について特段の配慮をした形跡は証拠上認められない。かえって、本件情報隊名簿を作成するなどし、AよりXが下位であるかのような外観を作出し、降格されたのではないかとの心理的負荷をかけたことが認められる。速やかにXの異動が検討された形跡は証拠上認められない。適応障害発症後も本件情報隊名簿の記載序列を訂正することなく放置していた。

→原告に心理的負荷を過度に蓄積させ、長時間労働と相まって、適応障害を発症させた。

→Yは国賠法1条1項に基づく損害賠償責任を負う。

b 控訴審判決

(a) 本件情報隊名簿の記載が違法であったか(争点1)

・自衛官の順位は、順位訓令によって定められるものであり、陸上自衛隊の同階級の幹部自衛官の間における順位は、陸上自衛隊の幹部自衛官名簿の記載序列により示されるものとされている(同訓令3条)。

・指揮代理訓令3条は、ただし書において、指揮官の次の順位を有しない自衛官が指揮を代理することがあり得ることを定めている。

・組織編成訓令16条2項では、副大隊長は、大隊長に事故があるとき又は大隊長が欠けたときは、大隊長の職務を行うものと定めている。

・部隊名簿については、その作成に関する法令等の定めはなく、部隊運営事務の便宜を図るために事実上作成されるもので、形式の異なる複数の名簿が作成される部隊もあれば、名簿が作成されない部隊もあること、記載順は、まず隊長、副隊長を記載し、その他の隊員を階級昇任年月日順に記載する例が多かったこと等が認められる。

→同階級の幹部自衛官の間における順位は、幹部自衛官名簿によって定められるものであり、部隊名簿によって変更されることはあり得ない。

→本件情報隊名簿によってXの自衛官としての順位に何ら変動は生じていない。

→むしろ、本件情報隊名簿は指揮代理の順を明示したものと解すれば合理的なものであり、何ら違法又は不当なものとはいえない。

(b) 本件人事に関連して西部方面総監に義務違反があったか(争点2)

・自衛隊法31条3項及び人事管理訓令10条の2の規定によれば、自衛官の補職が人事評価の結果に基づいてされるべきものであることは明らか。

・上記訓令では、補職に当たって自衛官の順位に従うべきであるというような趣旨の定めはない。

・平成31年3月当時、順位訓令における順位と指揮代理訓令における順位とが逆転するような組織上の配置がされた例は、全国の陸上自衛隊で61件あった。

・Xも、本件人事が直ちに違法であるとの主張はしていない。

→本件人事は適法にされたものというべきであり、西部方面総監その他のXの上官において、Xに対し格別の説明や配慮をし、又は本件人事を解消する新たな人事をすべきであったとは直ちにはいえない。

・もともと、幹部自衛官の補職は事実上自衛官の順位に対応していることが多く、部隊名簿の記載順が自衛官の順位と事実上一致することが通例であることが認められる。

→本件情報隊名簿がXの心情を傷つけたことは容易に理解できる。

→しかし、部隊名簿において、自衛官の順位が上位である者が副隊長よりも下に記載されることもあること、指揮代理の順の観点からは本件情報隊名簿の記載順は合理的であることからすると、上記不利益はXにおいて受忍すべき範囲内のものであった。

・本件人事はあらかじめ（平成29年9月当時）周知されていたこと、上官らがXとの面談に応じ、本件人事が必要な人事である旨の説明が繰り返しされたこと、情報隊長は不徹底ではあったものの本件情報隊名簿の使用を禁止し、新たに班編成で表示した名簿を作成させたことにも照らすと、本件人事に関連して、上官らはXに対し相応の配慮をしたものといえ、Xが主張するような義務（当事者へ事前に説明し、隊内でも関係者に説明し、できるだけ速やかに逆転人事を解消すべき義務）違反はなかったというべき。

(イ) 本件公務災害認定（に至る手続）に関する違法性の有無

a 本判決（控訴審判決においても引用）

(a) 陸自における（当時の）取扱いの有効性

・本件通知当時、補償事務主任者である業務隊長等が被災隊員等から公務災害に該当する旨の申出があった場合であっても、当然に実施機関である方面総監に対して報告をせず、①補償事務主任者である業務隊長等において、公務災害であると判断したとき、又は②公務災害ではないと判断して被災隊員等に対して通知し、かつ、再度公務災害に該当する旨の申出があったときに、方面総監に対して人事院規則16-0第20条後段の規定による報告を行っており、再度の申出がないときは公務災害認定に係る手続を終了させる取扱いをしていたことが認められる。

・しかし、人事院規則16-0第20条後段の規定によれば、補償事務主任者は、被災職員等から公務上の災害に係る申出があった場合には、書面により速やかに実施機関に報告しなければならないところ、陸上自衛隊員の公務災害に対する補償に関しても同規定が準用される（防衛省災害補償政令1条）。

・また、補償事務主任は、公務上の災害に該当するかどうかについての認定権限は有していない（人事院規則16－0第8条2項）。

→補償事務主任者は、被災職員等から申出があった場合には、速やかに実施機関に報告すべき義務があり、自らの判断で公務上の災害に該当しない旨の判断をすることは許されない。

→当時の上記取扱いによれば、業務隊長等が実施機関である方面総監に速やかに報告をせず、また公務災害該当性につき実質的な判断を行い、公務災害認定に係る手続を終了させる取扱いを行っていたものであり、人事院規則に違反する取扱いであると言わざるを得ない。

→陸自補償規則は、法規たる性質を有しない訓令にとどまるものであって、法令の範囲内で効力を有するにすぎない。

→上記取扱いの根拠とされる陸自補償規則11条は、人事院規則16－0第20条及び第8条2項に反し、効力を有しない。

・Yは、被災職員等が行う補償に関する手続等について行う助力及び助言として、公務上のものとして認められない可能性があるとして判断した場合には被災職員等の熟慮を促すために通知していた旨主張する。

しかし、業務隊長等が公務災害ではないと判断して被災職員等に通知した場合には、再度、公務災害に該当する旨の申出がされない限り、方面総監に対して人事院規則16－0第20条後段の規定による報告をすることなく手続を終了させているのであるから、業務隊長等が認定権限を有しないにもかかわらず、公務災害該当性について、実質的な判断を行い、終局的な判断まで行っていると評価せざるを得ない。このような判断が補償事務主任者による助力及び助言の範囲を超えていることは明らかである。

(b) 国賠法1条1項の違法性

・業務隊長は、速やかに書面により、実施機関である西部方面総監に報告を行い、西部方面総監において、申出に係る災害が公務上のものであるかどうかの認定・判断を行い、判断結果をXに通知すべき義務を負っていたというべき。

・本件では、Xの公務災害申出から令和2年11月12日までの間、西部方面総監に人事院規則16－0第20条後段による報告をしなかった。

→1年以上にわたり報告をしなかったことについて正当な理由は証拠上認められない。

・また、業務隊長は、認定権限を有しないにもかかわらず、実質的な判断を行い、終局的に公務災害ではない旨を判断して本件通知を行ったものであると言わざるを得ない。

→人事院規則16－0第8条2項の規定に反して本件通知を行ったもので、Xは、迅速かつ公正な手続により公務上の災害に対する補償を受ける利益を害された。

・陸自補償規則は令和2年6月18日に改正されているところ、本件通知はその2か月前であり、本件通知当時には、陸上自衛隊内において陸自補償規則11条の人事院規則16－0との抵触について認識していたことが推認される上、改正後速やかに報告をしようとした形跡もない。

→そのため、陸自補償規則11条の存在をもって正当な理由があるということとはできない。

・なお、本件は、単に判断が遅延したにとどまるものではなく、本件通知という積極的な作為を行った事案であり、相当期間内に応答処分がされない不作為の違法に係る最高裁平成3年判決とは事案を異にする。

b 控訴審判決（本判決の判断に補足）

・業務隊長等が公務災害ではないとの判断を通知した場合、被災隊員等から再度の申出がないときは、認定権者に報告がされないまま手続が終了する扱いとされていたことが認められる。したがって、業務隊長等が公務災害ではないとの判断を通知した場合、被災隊員等が公務災害は認められないことが確定したと誤解して、それ以降の手続を躊躇してしまい、認定権者の判断を経ないまま手続が事実上終了するおそれが大であることは否めない。

・陸自補償規則11条2項によれば、被災隊員において再度の申出を行うことは妨げられず、同申出があった場合は認定権者に報告されることになるが、最初の申出の際に速やかに実施機関に報告がされない以上、公務災害認定までに、より長期間を要することになることは明らかである。

→本件では令和元年11月1日から、令和2年4月23日の業務隊長からの口頭での通知まで約5か月半を要しており、その後、Xの代理人弁護士からの連絡を機に認定作業が進められ、同年11月によりやく本件公務災害が認定されたという経過であったから、陸自補償規則11条に基づく手続を経たことで、不当に長い期間が経過したものといわざるを得ず、これは、（申出があった場合には速やかに認定権者に報告しなければならない旨を定めた）防衛省災害補償政令、人事院規則16-0第20条に反することは明らかである。

・速やかな手続により補償を受けることができる手続上の権利は、人事院規則によって保障された権利であり、これが侵害されたものであるから、手続の中断は4か月程度とみられることを考慮しても、本件公務災害認定に至る手続は、国賠法上保護されるXの権利を侵害したものと評価せざるを得ない。

・Yは、陸自補償規則の規定に従った運用をしていた以上、国賠法上の違法及び過失があったとはいえない旨主張するが、陸自補償規則の定めそのものが人事院規則に反していたのであるから、陸自補償規則の規定に従っていたとしても、国賠法上違法であり、過失があったとの評価は免れない。

(ウ) 損害額

a 本件人事の違法による損害

(a) 慰謝料30万円

（適応障害発症には本件人事だけでなく長時間労働も影響しており、また、退職との因果関係までは認め難いこと等の一切の事情を考慮）

→高裁0円

(b) 逸失利益0円

（慰留されたがXの退職意思が固かったこと、一度職務復帰しており、その後適応障害が悪化したとは証拠上認められないこと、別途退職手当の給付を受ける権利を行使することは妨げられないこと等を考慮）

b 本件公務災害認定に関する違法による損害

慰謝料20万円

(西部方面総監に速やかに報告されていれば、公務災害認定を迅速かつ公正な手続で問題なく受けられた。)

→高裁1万円

c 弁護士費用

1割

ク 論点

(ア) 本判決は、任命権者又は補職権者には、人事に関して、合理的な範囲で一定の裁量権を有するものと解されるとしながら、裁量権の範囲を逸脱した違法がある疑いが強いとされた。当局による人事が違法と判断されるのはどのような場合と考えられるか。

本判決は、指揮代理訓令4条において、指揮権の行使に係る自衛官の順位は、順位訓令の定めるところによるとされていることから、陸上幕僚長が定める「自衛官の順位」を重くみて、同訓令3条ただし書きが適用される場面を限定的に解釈し、補職権者の裁量権に制約があると判断したものと考えられる。

他方、控訴審判決では、自衛隊法31条3項や人事管理訓令10条の2において、人事評価に基づく人事が想定されており、補職に当たって自衛官の順位に従うべきであるという趣旨の定めはないとして、指揮代理訓令3条ただし書に該当する場合には自衛官の順位との逆転があっても適法であると判断した。

本件は、自衛隊の特殊性をどの程度考慮したかによって、本判決と控訴審判決の判断が分かれたと思われるが、通常の公務員の事例において、逆転人事であるからといって直ちに違法と判断される可能性は高くないと考えられる(ただし、当該人事やその後の異動の有無などの対応に組織運営上の合理性がなく、ハラスメントに該当すると評価されるような場合は、違法と判断される可能性があるのは当然である。)

(イ) 自衛隊の特殊性を考慮すると、部隊等の指揮権を行使する順序と同一階級内における選任順等の順位について逆転が生じる場合には、国において、その逆転状態を解消するか、又は心理的負荷が過度に蓄積しないよう配慮をすべき注意義務があるとされたところ、当局としてどのように対応すべきであるか。

本判決は、自衛隊の指揮・命令に関する特殊性を重視し、「特別の事由がない限り、階級の上下幹部名簿登載順、同一階級内における選任順位等の順位によるのが適当」とあるとの判断を前提としていることから、逆転が生じる場合には、逆転状態を解消するか、逆転される上位の順位の隊員に対して業務の遂行に伴う心理的負荷が過度に蓄積しないように配慮すべき注意義務があるところ、本件においては特段の配慮がなされていないと評価している。

他方、控訴審判決は、補職等により逆転人事が生じる可能性があることは想定されているところであり、当該人事によって事実上心情を傷つけられることがあるとしても、それは受忍限度の範囲内であることを前提として、上官らがXと面談をして人事上の必要性等について説明するなどの対応をしたことをもって、「一定の配慮をした」と評価している。

公務員一般においても、入省・昇任年次による従前の序列が逆転し、かつ同一の職場に配属されることにより直接の上司・部下の関係となる状況は起こり得るが、そのような場合、当局として、逆転される立場の者に対して説明等を行うことが安全配慮上の義務として求められているとまでみることは通常困難であるように思われるが、組織運営上の観点からも、一定の配慮をすること（例えば、当該人事の必要性や逆転される立場の者に期待する役割を伝える等）が望ましいと考えられる。

(2) 続いて、会員間の討議が行われた。

- 公務員の人事異動について、これまでの判例では任命権者に広範な裁量を認めているところ、本判決では自衛隊の職務及び規律の特殊性に引きずられて任命権者の裁量を狭めているのではないかと考えられる。自衛隊法 31 条 3 項において隊員の任用その他の人事管理は人事評価に基づいて適切に行われなければならないと規定し、また、自衛隊の隊員は上官の職務上の命令に忠実に従わなければならない義務を負っていることを考慮すると、指揮権を行使する順序は同一階級内における選任順等の順位によるのが適当であり、任用権者又は補職権者が有する補職又は補職替えの裁量権には一定の制約があるとして、特段の事由がないと逆転人事はできないという判断はおかしいのではないかと考える。

上官の職務上の命令が、職員の安全に直接影響しうることは自衛隊に限らず、上司の命令が絶対であるからこそ、補職又は補職替えの裁量権を広く解し、適材適所に人事配置するという考え方が妥当ではないかと考える。

非常事態を想定した業務を行うという自衛隊の特殊性を考慮すると、人事について、他の公務組織と同様に逆転人事は当然に想定されており、年功序列ではなく能力主義のもと適材適所にふさわしい者を補職するべきではないかと考える。

- 安全配慮義務について、本判決では、Yにおいてその逆転状態を解消するか又は心理的負荷が過度に蓄積しないよう配慮をすべき注意義務があったというべきであると言っているが、安全配慮義務とは、逆転人事により機嫌を損ねる者に対して配慮することを求める義務ではなく、業務の遂行に危険を伴うことを前提に安全に配慮する義務のことを指している。また、本判決では、電通事件（最高裁平成 12 年 3 月 24 日判決）で示された安全配慮義務を引用しているが、同事件では長時間労働を長期間行うことにより心身に負担が掛かり健康を損ねるとの前提のもと長時間労働には安全配慮義務があるとされたが、本判決においては、逆転人事を行ったら心身の健康が損なわれるのかという前提は曖昧なままで、Yにおいて上記注意義務があったと結論付けたことが問題であると考えられる。
- 本判決では、本件情報隊名簿の専任順の順位を逆転させ、記載順に誤りがあるとの指摘後も同名簿が使用され続けたことによりXに心理的負荷が掛かったと評価しているが、逆転人事が他の同様の事例と比べて必要な配慮がなかったといった対比や逆転人事後の具体的な支障が生じたことが提示されることによって初めてXに心理的負荷が掛かったという事実認定がされるものと考えられ、論理が飛躍していると考えられる。
- 労災認定においては、精神疾患の認定基準とされている心理的負荷評価表にあるとおり配置転換があった場合、転換後の職種や職務の変化の程度、合理性の有無等

といった視点から該当者自身の心理的負荷等の強度によって労災認定の判断をしているが、本判決ではX自身の役職は変わっておらず、本件情報隊の新編後も通常どおり業務を遂行し、不当に低い評価を受けたなどの事実がないにもかかわらず、Xにおいて心理的負荷が掛かったという判断をしており、労災認定における基準と照らしても考慮すべき点が異なっているのではないか。

- Xの精神疾患の発症原因として、本判決ではYの注意義務違反によりXに心理的負荷を過度に蓄積させ、長時間労働と相まってXに適応障害を発症させたものと認めるのが相当であると判断しているが、適応障害発症前1か月間の課業時間外等勤務時間が197時間などかなりの長時間勤務の実態があるとされており、通常、労災認定では発病直前の1か月に概ね160時間以上の時間外労働を行った場合に精神障害発病の原因と評価していることから、逆転人事よりも長時間労働がその発症の主な原因として取り上げられるべきだったのではないか。
- 控訴審判決では本件情報隊名簿がXの心情を傷つけたことは容易に理解できるとの配慮を示した上で、平成31年3月当時、順位が逆転するような組織上の配置がされた例が本件人事を含め、全国の陸上自衛隊では61件あったという事実を重く受け止め、本件情報隊名簿のもたらす不利益はXにおいて受忍すべき範囲内のものであり本件人事は適法としているが、受忍すべき範囲を超えた場合、どのような法益が侵害されたら違法となりえるのかという点は疑問である。
- Xが本件公務災害認定に関する違法行為によって受けた精神的苦痛に対する慰謝料が高裁で1万円に改められたことが妥当かどうかについて、公務災害が認められた上で、なお残る精神的損害がどの程度なのかという点が問題になるが、改正前の陸上自衛隊災害補償規則の規定が上位規則である人事院規則16-0第20条後段に反していることを明らかにしようにも改正前の同規則が違法であることの確認訴訟は原則として認められないことから、請求としては慰謝料という形にならざるを得ず、高裁としては、公務災害認定手続は違法であったことを明らかにするために慰謝料1万円を認定したのではないかと考える。

(3) 次回会合は、3月13日（木）に開催することとした。

以上